

議第二十二号

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提 案 説 明

狩猟免許申請手数料の特例の適用期間を延長するため、この条例を定めようとする。